



JAPAN LEGAL UPDATE

Corp.

会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の取りまとめ

平成30年2月14日、法制審議会の会社法制（企業統治等関係）部会は、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「本試案」といいます。）を取りまとめました。本試案は、企業統治等に関する規律について、会社法改正の方向性を示すものです。本試案の主なポイントは以下のとおりです。

1. 株主総会資料の電子提供制度

現行法上、株主総会資料について、書面によらずインターネットを利用して提供するためには、株主の個別の承諾を得る必要があります。本試案では、定款変更等の一定の手続により、株主の個別の承諾を得ることなく、株主総会資料をインターネットを利用して提供することができる制度を設けるものとしています。

2. 株主提案権の制限

本試案では、株主提案権の濫用を制限するため、株主が同一の株主総会において提案することができる議案数に上限を設け、また、株主による不適切な内容の提案を株式会社が拒絶できる規定を設けるものとしています。

3. 取締役等への適切なインセンティブの付与

本試案では、取締役の報酬等が取締役への適切な職務執行のインセンティブとして機能するように、取締役の報酬等に関する規律が見直され、取締役の報酬等に関する会社の方針について株主総会で説明する義務を取締役に課す等しています。また、役員が第三者から責任追及に係る請求を受けた場合等に要する費用等を株式会社が補償することに関する規定や、いわゆる会社役員賠償責任保険（D&O保険）に関する規定を設けることとしています。

4. 社外取締役の活用等

社外取締役を置くことの義務付けについては、本試案の取りまとめに際して意見が分かれたことから、主に上場会社を対象に社外取締役を置くことを義務付ける案と、現行法の規律を見直さないものとする案の両案が併記されています。

5. 社債管理補助者の設置

社債管理者の設置コストが高い等の理由により、社債管理者よりも限定された範囲内で、社債管理に最低限必要な事務を第三者に委託する制度の必要性が指摘されていました。そこで、本試案では、社債権者のために社債の管理の補助を行うことを第三者に委託することができるようにする社債管理補助者制度を設けるものとしています。

6. 株式交付

現行法上、自社の株式を対価として他の株式会社を子会社化する場合、完全子会社化の場合は株式交換を用いることができますが、それ以外の場合は、対象会社の株式を現物出資財産とする株式の募集として、現物出資財産に係る検査役の調査等が必要となります。本試案では、完全子会社化以外の場合でも、株式交換と同様の規律を有する株式交付に関する制度を設け、現物出資に係る規律の適用を回避できるものとしています。

本試案については、平成30年2月28日から意見公募手続が実施されています。報道によれば、早ければ、本年度中に要綱案が取りまとめられ、平成31年に改正法案が国会に提出される方針とされています。本試案の内容はいずれも企業の会社法実務に大きな影響を与えるものであり、今後の立法の動向が注目されます。

Tax

外国子会社合算税制の改正に関する新たなガイドライン [2016年12月・2017年1月合併号](#)で既報のとおり、平成29年度税制改正によって外国子会社合算税制の内容が変更となります。これにより、平成30年4月1日以後、これまでは制度の対象外であった租税負担割合20%以上の外国子会社について、ペーパー・カンパニー等に該当する場合は同制度の対象となる等、いくつかの制度変更が行われます。同年1月31日、国税庁は、上記改正内容のうち、ペーパー・カンパニーの該当性判断を始めとするいくつかの論点についての疑問点や典型例をまとめたパンフレット（「平成29年度改正 外国子会社合算税制に関するQ&A」）を公表しました。外国子会社を有する日本企業は、上記パンフレットの内容も踏まえ、外国子会社の今後の在り方を検討する必要があります。

Corp.

会社設立登記のファストトラック化開始 法務局において、平成30年3月12日から、株式会社及び合同会社の設立登記を優先的に処理（ファストトラック化）し、登記申請件数の多い時期等を除いて、原則として登記申請の受付日の翌日から起算して3執務日目までに登記を完了できるようにするという取組が始まります。これまで登記申請から完了までに1、2週間程度かかっていましたが、今後は3日程度で登記が完了することから、登記簿謄本が求められる会社設立後の手続きをより迅速に進めることができるようになります。